

杉並合気会会則

【総則】

第一条 この会は、杉並合気会と称する。

第二条 この会は、事務所を会長の自宅に置く。

【目的】

第三条 この会は、合気道の研鑽および会員相互の親睦をはかるとともに、広く人間教育の向上と、青少年の育成および社会の発展に貢献することを目的とするものであり、営利を目的とするものではない。

【会員および会費】

第四条 この会の会員は、合気道を修業する者を以て組織し、その資格および会費を次の通り定める。

一、正会員 杉並区に居住、またはこの会の目的に賛同し、合気道を錬磨、研究する者。

会 費 正会員の会費は、理事会及び総会にて決定する。

会費の区分は、一般、大学／専門学校、幼小中高校とする。

二、賛助会員 この会に特に功労のあった者であり、賛助会費を納める。

第五条 一、この会の会員になることを希望する者は、入会申込書を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

二、会員は、この会の行う稽古、研究会等に出席することができる。

三、この会の会員として、適当でないと認められる者は、理事会の決議または会長の判断により、会長は本人に退会を勧告し、または除名することができる。

【役員】

第六条 この会は、次の役員を置く。なお、役員の任期は一年とするが、再任も可とする。

一、会 長

二、理事長

三、理 事

四、監 事

第七条 この会は、総会と理事会で運営方針を定め、総会は年一回開催するものとする。

第八条 この会の運営に疑義が生じた場合は、（公財）合気会の会則に準じて処理するものとする。

【その他】

第九条 その他上記以外の項目に関しては随時会長の判断により処理するものとする。

(平成二十五年一月)

(平成二十九年十一月)

改定 (令和三年十二月)